

クロスボーダーJV契約と ベンチャー投資契約の基礎

～米国・アジア進出案件における英文JV契約とベンチャー投資契約
のポイントを3時間で理解する～

講師 きたのたかお
喜多野恭夫 氏

北浜法律事務所・外国法共同事業
弁護士・ニューヨーク州弁護士

日時 2019年2月28日(木) 午後1時30分～午後4時30分

近年、日本の事業会社が海外パートナーと、事業・資本提携を伴うジョイントベンチャー(JV)の設立を行う事例が増加しています。JV(合弁)契約は、合弁会社のガバナンスに関する条項、株式の処分に関する条項、合弁解消時の条項等、実務上重要な論点が非常に多いといえます。特に出口戦略も踏まえた海外企業との提携にあたって、国際法務担当者として押さえておきたい留意事項について解説します。

また、米国を中心としたベンチャー企業に対して、優先株式等を用いた戦略的出資を行う事案も急増しています。米国のベンチャー投資においては、NVCA(全米ベンチャーキャピタル協会)によるモデル契約がひな型として活用されており、一般的なJV契約では用いられない独特の用語や条項について、十分に理解をしておく必要があります。

そこで、本セミナーでは、米国・アジアを中心としたクロスボーダーのJV設立やベンチャー投資経験を有する講師が、英文契約の具体的条項に触れながら、株主間で紛争となりうるポイントについて解説します。

1. 概要

- ・各契約の目的、当事者、ガバナンス、出口戦略の相違点

2. クロスボーダーJV契約

- (1) ガバナンスの観点
 - ・取締役選任権、拒否権(Unanimous Consent)、デッドロック(Deadlock)
- (2) 株式処分の観点
 - ・先買権(First Refusal Right)、プット/コール・オプション(Put/Call Option)、タグ・アロング/ドラッグ・アロング(Tag Along/Drag Along)
- (3) クロスボーダー投資における法的規制
 - ・米国(独占禁止法、CFIUS関連)・その他外資規制等

3. ベンチャー投資契約

- (1) 米国で主に用いられるベンチャー出資契約・株主間契約の概要
- (2) 優先株式の主要条件
- (3) 優先株主の権利保護のための規定
- (4) エンジェル・ファイナンスの手法(コンバーティブル・ノート等)

【講師紹介】

イェール大学経済学部卒業後、ゴールドマン・サックス証券会社及びJPモルガン証券会社勤務を経て、東京大学法科大学院卒業。2011年弁護士登録(新64期)。2017年ハーバード大学ロースクール卒業(LL.M.)、2018年ニューヨーク州弁護士登録。クロスボーダーM&A案件を主に取り扱い、海外ベンチャー企業への投資・ジョイントベンチャー案件の経験を多く有する。

※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 **経営調査研究会**
■後援 **金融財務研究会**
https://www.kinyu.co.jp

Facebook : <https://www.facebook.com/keichoken>
Twitter : <https://twitter.com/#!/keichoken>
Blog : <https://kinyu.co.jp/blog/>

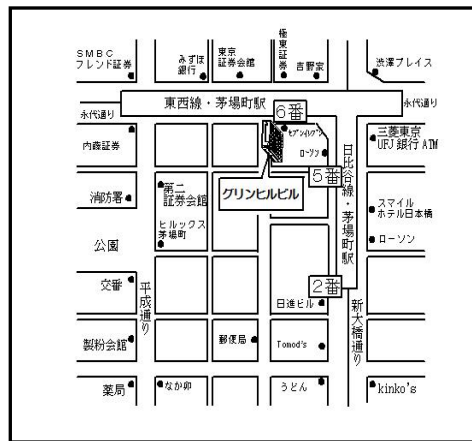


開催日

2019年2月28日(木)
13:30~16:30

会場

茅場町・グリーンヒルビル
金融財務研究会本社 セミナールーム
東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8
TEL 03-5651-2030
地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅
6番出口より徒歩1分
(開場は開演の30分前です。)



参加費

1名につき34,400円
(消費税、参考資料を含む)
1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき29,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

申込先

経営調査研究会 ホームページ <https://www.kinyu.co.jp/>
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル
TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄からもお申しいただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致しませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご参加になれなかった場合、当社および金融財務研究会主催の他のセミナーに無料でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお問い合わせいたします。)ご記入いただきました個人情報、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催されるセミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱UFJ銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281
みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱UFJ信託銀行 日本橋支店 1979947

----- 切らずにこのままお送り下さい -----

FAX 03-5695-8005

クロスボーダーJV契約と
ベンチャー投資契約の基礎
2/28

◆参加申込書◆

年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい	会社名	TEL FAX		
	所在地	E-Mail 〒		
	参加者ご氏名	部課名		
	〃	〃		
	〃	〃		
	〃	〃		
	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX	

*セミナーコード 0385(Law-k190385)

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。